令第五十七条第八項に規定する承認	令第百五十五条の六において準用する令第五十七条第八項に規定する承認
令第五十七条第一項第一号	令第百五十五条の六において準用する令第五十七条第一項第一号

第三十七条第二項の表第二十七条の十五の二の項の次に次のように加える。

第二十七条の十六の四第二項	法第六十四条の四第四項	令第百五十五条の六（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）において準用する法第六十四条の四第四項

第三十七条第二項の表第二十七条の十九の項中「第百三十三条の二第七項」を「第百三十三条の二第八項」に改め、同表第二十八条の四の項中「第百三十九条の四第十二項」を「第百三十九条の四第十三項」に改める。

第三十七条の六第十五号中「法人等」を「法人」に改める。

第三十七条の九第二項及び第三十七条の十一第二項中「別表六㈠、別表六㈠一、別表六㈠三、別表六㈠四、別表六㈠七、別表六㈠八、別表六㈡十、別表六㈡十一、別表六㈡十三、別表六㈡十四、別表六の二㈠から別表六の二㈠三まで」を「別表六㈠二、別表六㈠三、別表六㈠五、別表六㈠六、別表六㈠九、別表六㈡十、別表六㈡十二、別表六㈡十三、別表六㈡十八、別表六㈡十九、別表六の二㈠から別表六の二㈠四まで」に、「別表十二㈠五まで、別表十二㈠八、別表十二㈡十」を「別表十二㈠四まで、別表十二㈠七、別表十二㈠九」に改める。

第四十三条第二項中「別表十一㈣」を「別表十一㈢」に、「別表十四㈤」を「別表十四㈥」に改める。

第四十五条の見出しを「（残余財産分配等予納申告書の記載事項）」に改め、同条第一項中「残余財産分配予納申告書」を「残余財産分配等予納申告書」に改め、同項第三号中「分配」の下に「又は引渡し」を加え、同条第二項中「残余財産分配予納申告書」を「残余財産分配等予納申告書」に改める。

第四十六条の見出しを「（残余財産分配等予納申告書の添付書類）」に改め、同条中「残余財産分配予納申告書」を「残余財産分配等予納申告書」に改め、同条各号中「分配」の下に「又は引渡し」を加える。

第四十七条第一項第三号中「分配が行なわれる」を「分配又は引渡しが行われる」に改める。

第四十八条第一号中「分配」を「確定」に改める。

第五十二条第六号中「第三号まで」を「第四号まで」に、「又は協同組合等にあつてはその」を「若しくは協同組合等の」に、「又は人格のない社団等にあつては」を「若しくは人格のない社団等の」に改め、「開始した日」の下に「又は公益法人等（収益事業を行つていないものに限る。）に該当していた普通法人若しくは協同組合等の当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつた日」を加え、同条第七号中「第百二十二条第二項第四号から第八号まで」を「第百二十二条第二項第五号から第九号まで」に、「同項第四号」を「同項第五号」に、「同項第八号」を「同項第九号」に改める。

第六十二条の表第五十二条第六号の項中「又は協同組合等にあつてはその」を「若しくは協同組合等の」に、「普通法人にあつては」を「普通法人の」に改める。

第六十三条中「この条、第六十四条及び第六十五条」を「第六十五条まで」に改め、同条第五号中「並びに当該合併等が行われた日を明らかにする書類の写し」を削る。

第六十五条の見出しを「（収益事業の開始等届出書の添付書類）」に改め、同条第一項中「収益事業開始」を「収益事業の開始等」に改め、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し

三　法第百五十条第一項に規定する公益法人等にあつては、当該公益法人等の登記事項証明書

第六十五条第一項に次の一号を加える。

五　法第百五十条第一項に規定する公益法人等が合併により設立されたものであり、かつ、その設立の時に収益事業を開始したときは、当該合併に係る被合併法人の名称及び納税地（その納税地とその本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その納税地及び本店又は主たる事務所の所在地）を記載した書類

第六十五条第二項中「第百五十条第二項」を「第百五十条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第百五十条第二項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げるものが電磁的記録で作成され、又は当該各号に掲げるものの作成に代えて当該各号に掲げるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類）とする。

一　法第百五十条第二項に規定する該当することとなつた時における貸借対照表

二　定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し

三　普通法人又は協同組合等に該当することとなつた法第百五十条第二項に規定する公益法人等の登記事項証明書

第六十六条第一項中「営む」を「行う」に改め、「外国法人である公益法人等又は」を削る。

附則第五条第四項中「一・七パーセント」を「一・六パーセント」に改める。

別表一㈠の表中「普通法人（特定の医療法人を除く。）及び人格のない社団等の分」を「普通法人（特定の医療法人を除く。）、一般社団法人等及び人格のない社団等の分」に、

同非区分	経理責任者自署押印	旧納税地及び旧法人名等